

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

号 正 後

号 正 編

別紙様式第 1

別紙様式第 1

令和 年 月 日

令和 年 月 日

財務大臣 殿

財務大臣 殿

住所

住所

発起人

発起人

氏名 (名称)

氏名 (名称)

酒類業組合 (連合会、中央会) 名称例外承認申請書

酒類業組合 (連合会、中央会) 名称例外承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第83条において準用する同法) 第6条第4項の規定により、下記のとおり特別の名称を用いる承認を受けたので、申請します。

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第83条において準用する同法) 第6条第4項の規定により、下記のとおり特別の名称を用いる承認を受けたので、申請します。

記

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
  - 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
  - 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
  - 4 酒造組合 (連合会、中央会) については、組合員 (その会員たる酒造組合の組合員) の製造し又は移出する酒類の品目
  - 5 酒販組合 (連合会、中央会) については、組合員 (その会員たる酒販組合の組合員) の業態
  - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
  - 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
  - 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
  - 4 酒造組合 (連合会、中央会) については、組合員 (その会員たる酒造組合の組合員) の製造し又は移出する酒類の品目
  - 5 酒販組合 (連合会、中央会) については、組合員 (その会員たる酒販組合の組合員) の業態
  - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第2

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

酒類業組合特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第7条ただし書の規定により、下記のとおり当組合の地区を特別の地区とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒類業組合の名称
- 2 酒類業組合の所在地
- 3 酒類業組合の地区
- 4 酒造組合については、組合員の製造し又は移出する酒類の品目
- 5 酒販組合については、組合員の業態
- 6 申請の理由  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第2

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

印

酒類業組合特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第7条ただし書の規定により、下記のとおり当組合の地区を特別の地区とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒類業組合の名称
- 2 酒類業組合の所在地
- 3 酒類業組合の地区
- 4 酒造組合については、組合員の製造し又は移出する酒類の品目
- 5 酒販組合については、組合員の業態
- 6 申請の理由  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第3

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

酒類業組合員資格承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第9条第2項ただし書(第4項ただし書)の規定により、下記のとおり定款に定める組合員の資格に係る事項の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒類業組合の名称
- 2 酒類業組合の所在地
- 3 酒類業組合の地区
- 4 酒造組合については、その組合員の製造し又は移出する酒類の品目
- 5 酒販組合については、その組合員の業態
- 6 申請の理由  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第3

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

印

酒類業組合員資格承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第9条第2項ただし書(第4項ただし書)の規定により、下記のとおり定款に定める組合員の資格に係る事項の承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒類業組合の名称
- 2 酒類業組合の所在地
- 3 酒類業組合の地区
- 4 酒造組合については、その組合員の製造し又は移出する酒類の品目
- 5 酒販組合については、その組合員の業態
- 6 申請の理由  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第4

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
発起人

氏名 (名称)

酒類業組合 (連合会、中央会) 設立認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第83条において準用する同法) 第19条第1項の規定により、酒類業組合 (連合会、中央会) の設立の認可を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべき理事の氏名を記載した書面
- 4 数人の理事が共同して酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべきことを定めたときは、その旨を記載した書面
- 5 組合員 (会員) たるべき者の名簿
- 6 初年度の収支見積書
- 7 創立総会の議事録の謄本  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第4

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
発起人

氏名 (名称)

印

酒類業組合 (連合会、中央会) 設立認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第83条において準用する同法) 第19条第1項の規定により、酒類業組合 (連合会、中央会) の設立の認可を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべき理事の氏名を記載した書面
- 4 数人の理事が共同して酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべきことを定めたときは、その旨を記載した書面
- 5 組合員 (会員) たるべき者の名簿
- 6 初年度の収支見積書
- 7 創立総会の議事録の謄本  
(備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第5

令和 年 月 日

財務大臣 殿

合併をしようとする酒類業  
組合の理事又は設立委員

住所

氏名 (名称)

酒類業組合 (連合会、中央会) 合併認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第54条第4項 (第83条) において準用する同法第19条第1項の規定により酒類業組合 (連合会、中央会) の合併の認可を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべき理事の氏名を記載した書面
- 4 数人の理事が共同して酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべきことを定めたときは、その規程を記載した書面
- 5 組合員 (会員) たるべき者の名簿
- 6 初年度の収支見積書
- 7 合併の理由及び経過を記載した書面
- 8 法第55条第1項の総会又は第56条第2項の創立総会の議事録の謄本

別紙様式第5

令和 年 月 日

財務大臣 殿

合併をしようとする酒類業  
組合の理事又は設立委員

住所

氏名 (名称)

酒類業組合 (連合会、中央会) 合併認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第54条第4項 (第83条) において準用する同法第19条第1項の規定により酒類業組合 (連合会、中央会) の合併の認可を受けたので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款
- 2 役員たるべき者の氏名、住所及び理事又は監事の別を記載した書面
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべき理事の氏名を記載した書面
- 4 数人の理事が共同して酒類業組合 (連合会、中央会) を代表すべきことを定めたときは、その規程を記載した書面
- 5 組合員 (会員) たるべき者の名簿
- 6 初年度の収支見積書
- 7 合併の理由及び経過を記載した書面
- 8 法第55条第1項の総会又は第56条第2項の創立総会の議事録の謄本

別紙様式第 6

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
申請する組合員  
(会員)

氏名 (名称)

酒類業組合 (連合会、中央会) 少数組合員 (会員) 総会招集承認申  
請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第58条第2項 (第83条) に  
おいて準用する同法) 第34条第9項の規定により、下記のとおり総会の招  
集の承認を受けたので、組合員 (会員) 名簿及び総組合員の5分の1以  
上 (議決権の総数の5分の1以上に相当する議決権を有する会員) の同意  
を得た書類を添え、申請します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事の氏名
- 3 申請の理由
- 4 総会招集の目的
- 5 理事に総会招集を請求した年月日

別紙様式第 6

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
申請する組合員  
(会員)

氏名 (名称)

印

酒類業組合 (連合会、中央会) 少数組合員 (会員) 総会招集承認申  
請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (第58条第2項 (第83条) に  
おいて準用する同法) 第34条第9項の規定により、下記のとおり総会の招  
集の承認を受けたので、組合員 (会員) 名簿及び総組合員の5分の1以  
上 (議決権の総数の5分の1以上に相当する議決権を有する会員) の同意  
を得た書類を添え、申請します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事の氏名
- 3 申請の理由
- 4 総会招集の目的
- 5 理事に総会招集を請求した年月日

別紙様式第7

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事  
氏名

酒類業組合（連合会、中央会）定款変更認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第38条第3項の規定により、定款の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款の変更を記載した書面及び新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更を議決した総会の議事録の謄本

別紙様式第7

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事  
氏名

印

酒類業組合（連合会、中央会）定款変更認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第38条第3項の規定により、定款の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 定款の変更を記載した書面及び新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更を議決した総会の議事録の謄本

別紙様式第 8

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事  
氏名

協定設定認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第1項前段の規定により協定の設定の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 設定した協定を記載した書面
- 2 設定の理由を記載した書面
- 3 設定を議決した総会の議事録の謄本

別紙様式第 8

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事  
氏名

印

協定設定認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第1項前段の規定により協定の設定の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 設定した協定を記載した書面
- 2 設定の理由を記載した書面
- 3 設定を議決した総会の議事録の謄本



別紙様式第9

令和 年 月 日

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事

氏名

協定変更認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第1項後段の規定により、協定の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 協定の変更を記載した書面及び新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更を議決した総会の議事録の謄本

別紙様式第9

令和 年 月 日

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事

氏名

印

協定変更認可申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第1項後段の規定により、協定の変更の認可を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

記

- 1 協定の変更を記載した書面及び新旧対照表
- 2 変更の理由を記載した書面
- 3 変更を議決した総会の議事録の謄本

別紙様式第9の2

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会）の  
名称及び所在地  
酒類業組合（連合会）を  
代表する理事  
氏名

協定設定（変更）届出書

下記のとおり協定を設定（変更）しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第3項の規定により、設定（変更）した協定及び設定（変更）を議決した総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 設定（変更）の年月日
- 2 設定（変更）の理由

別紙様式第9の2

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会）の  
名称及び所在地  
酒類業組合（連合会）を  
代表する理事  
氏名 印

協定設定（変更）届出書

下記のとおり協定を設定（変更）しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（第83条において準用する同法）第43条第3項の規定により、設定（変更）した協定及び設定（変更）を議決した総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 設定（変更）の年月日
- 2 設定（変更）の理由

別紙様式第10

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事  
氏名

氏名

協定廃止届出書

下記のとおり協定を廃止しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に  
関する法律（第83条において準用する同法）第46条第2項の規定により、  
廃止を議決した総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 廃止した協定の種別
- 2 廃止の年月日
- 3 廃止の理由

別紙様式第10

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中  
央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中  
央会）を代表する理事  
氏名

氏名

印

協定廃止届出書

下記のとおり協定を廃止しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に  
関する法律（第83条において準用する同法）第46条第2項の規定により、  
廃止を議決した総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 廃止した協定の種別
- 2 廃止の年月日
- 3 廃止の理由

別紙様式第11

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

酒造組合連合会 (酒販組合連合会) 特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第79条第1項ただし書の規定により、下記のとおり当連合会の地区を特別の区域とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の名称
  - 2 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の所在地
  - 3 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の地区
  - 4 酒造組合連合会については、その会員たる酒造組合の組合員の製造し又は移出する酒類の品目
  - 5 酒販組合連合会については、その会員たる酒販組合の組合員の業態
  - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第11

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

発起人

氏名 (名称)

印

酒造組合連合会 (酒販組合連合会) 特別地区承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第79条第1項ただし書の規定により、下記のとおり当連合会の地区を特別の区域とする承認を受けたいので、申請します。

記

- 1 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の名称
  - 2 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の所在地
  - 3 酒造組合連合会 (酒販組合連合会) の地区
  - 4 酒造組合連合会については、その会員たる酒造組合の組合員の製造し又は移出する酒類の品目
  - 5 酒販組合連合会については、その会員たる酒販組合の組合員の業態
  - 6 申請の理由
- (備考) 発起人は、その全員が記載すること。

別紙様式第11の2

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
届出者 氏名 (名称)

表示方法届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第1項(第2項)の規定により、下記のとおり酒類の品目の表示方法について届け出ます。

記

- 1 表示方法
- 2 届出者が酒類製造業者(酒類販売業者)であるときは、その製造場(引取先、詰替の場所)の所在地
- 3 届出者が酒類製造業者(酒類販売業者)の直接又は間接に構成する団体であるときは、その酒類製造業者(酒類販売業者)の氏名(名称)及び製造場(引取先、詰替の場所)の所在地

別紙様式第11の2

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
届出者 氏名 (名称) 印

表示方法届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第1項(第2項)の規定により、下記のとおり酒類の品目の表示方法について届け出ます。

記

- 1 表示方法
- 2 届出者が酒類製造業者(酒類販売業者)であるときは、その製造場(引取先、詰替の場所)の所在地
- 3 届出者が酒類製造業者(酒類販売業者)の直接又は間接に構成する団体であるときは、その酒類製造業者(酒類販売業者)の氏名(名称)及び製造場(引取先、詰替の場所)の所在地

別紙様式第11の3

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
届出者  
氏名 (名称)

記号表示届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第5項の規定により、下記のとおり製造場等の所在地の記号表示について届け出ます。

- 記
- 1 製造場 (引取先、詰替の場所) の所在地
  - 2 表示しようとする記号
  - 3 記号表示の理由

別紙様式第11の3

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

住所  
届出者  
氏名 (名称) 印

記号表示届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第5項の規定により、下記のとおり製造場等の所在地の記号表示について届け出ます。

- 記
- 1 製造場 (引取先、詰替の場所) の所在地
  - 2 表示しようとする記号
  - 3 記号表示の理由

別紙様式第11の4

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

申請者

氏名 (名称)

表示事項省略 (異なる表示の) 承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第6項の規定により、下記のとおり表示事項の省略 (異なる表示) の承認を受けたいので、関係書類を添え、申請します。

記

- 1 製造場 (引取先、詰替の場所) の所在地
- 2 表示を省略する (異なる表示をする) 事項
- 3 表示を省略する (異なる表示をする) 期間
- 4 申請の理由  
(備考) 関係書類とは、4に掲げる事項に関し参考となる書類をいう。

別紙様式第11の4

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

申請者

氏名 (名称)

印

表示事項省略 (異なる表示の) 承認申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第8条の3第6項の規定により、下記のとおり表示事項の省略 (異なる表示) の承認を受けたいので、関係書類を添え、申請します。

記

- 1 製造場 (引取先、詰替の場所) の所在地
- 2 表示を省略する (異なる表示をする) 事項
- 3 表示を省略する (異なる表示をする) 期間
- 4 申請の理由  
(備考) 関係書類とは、4に掲げる事項に関し参考となる書類をいう。

別紙様式第11の5

令和 年 月 日

研修実施団体代表者 殿

住所

申込者

氏名 (名称)

酒類販売管理研修受講申込書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の10の規定により、下記の者に酒類販売管理研修を受講させたいので、申し込みます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 受講者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理研修の受講希望年月日及び受講希望場所
- 4 酒類販売管理研修の最終受講年月日及び研修実施団体の名称  
(備考) 4に掲げる事項は、過去に酒類販売管理研修を受講したことがある場合にのみ記載する。

別紙様式第11の5

令和 年 月 日

研修実施団体代表者 殿

住所

申込者

氏名 (名称)

印

酒類販売管理研修受講申込書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の10の規定により、下記の者に酒類販売管理研修を受講させたいので、申し込みます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 受講者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理研修の受講希望年月日及び受講希望場所
- 4 酒類販売管理研修の最終受講年月日及び研修実施団体の名称  
(備考) 4に掲げる事項は、過去に酒類販売管理研修を受講したことがある場合にのみ記載する。



別紙様式第11の6

酒類販売管理研修受講証

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項（第6項）に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 受講者の氏名
- 3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所

令和 年 月 日

研修実施団体代表者

別紙様式第11の6

酒類販売管理研修受講証

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項（第6項）に規定する研修を受講した者であることを下記のとおり証する。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 受講者の氏名
- 3 酒類販売管理研修の受講年月日及び受講場所

令和 年 月 日

研修実施団体代表者

印

## 別紙様式第11の7

令和 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

## 記

## 1 次の事項を記載した書類

- (1) 研修を開始しようとする年月日
- (2) 研修対象者及び研修対象者とする区域
- (3) 講師の氏名、住所及び略歴
- (4) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項
- (5) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- (6) 研修の実施に関する事項の公表方法
- (7) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- (8) その他研修に関し必要な事項

## 2 定款又は寄付行為

## 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録

## 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

## 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(備考) 2から5に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができる。

## 別紙様式第11の7

令和 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

印

酒類販売管理研修の実施団体の指定申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第1項の規定により、酒類販売管理研修の実施団体として指定を受けたいので、下記の書類を添え、申請します。

## 記

## 1 次の事項を記載した書類

- (1) 研修を開始しようとする年月日
- (2) 研修対象者及び研修対象者とする区域
- (3) 講師の氏名、住所及び略歴
- (4) 研修の実施方法、内容及び研修受講証の交付に関する事項
- (5) 受講手数料の額及びその収納の方法に関する事項
- (6) 研修の実施に関する事項の公表方法
- (7) 研修に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
- (8) その他研修に関し必要な事項

## 2 定款又は寄付行為

## 3 申請の日の属する事業年度の前事業年度の事業報告書及び前事業年度末の財産目録

## 4 申請の日の属する事業年度における事業計画書及び収支予算書

## 5 役員の氏名及び略歴を記載した書類

(備考) 2から5に掲げる書類については、既に財務大臣に提出しているとき又は公表されているなどその内容が容易に確認できる場合には、当該書類の添付を省略することができる。

別紙様式第11の8

令和 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の14の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止の理由

別紙様式第11の8

令和 年 月 日

財務大臣 殿

所在地

申請者

名称

酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消申請書

印

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則第11条の14の規定により、酒類販売管理研修の実施団体の指定の取消しを受けたので、研修に係る帳簿の写しを添え、申請します。

記

- 1 廃止しようとする年月日
- 2 廃止の理由

## 別紙様式第11の9

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

届出者

氏名 (名称)

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定によ

り、下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理者の役職名等
- 4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日
- 5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
- 6 雇用期間
- 7 従事させる業務内容
- 8 解任の理由

(備考)

- 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載する。
- 2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しない。
- 3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しない。
- 4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあつては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができる。

## 別紙様式第11の9

令和 年 月 日

財務大臣 殿

住所

届出者

氏名 (名称)

印

酒類販売管理者選任 (解任) 届出書

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第86条の9第4項の規定によ

り、下記のとおり酒類販売管理者の選任 (解任) について届け出ます。

記

- 1 販売場の名称及び所在地
- 2 酒類販売管理者の氏名、住所及び生年月日
- 3 酒類販売管理者の役職名等
- 4 酒類販売管理者の選任 (解任) 年月日
- 5 酒類販売管理研修の受講年月日及び研修実施団体の名称
- 6 雇用期間
- 7 従事させる業務内容
- 8 解任の理由

(備考)

- 1 「雇用期間」欄には、雇用期間の定めがない場合は、雇用した年月日を記載する。
- 2 選任届出書は、8に掲げる事項の記載は要しない。
- 3 解任届出書は、5から7に掲げる事項の記載を要しない。
- 4 酒類販売管理者の選任及び解任を同日付で行った場合にあつては、選任及び解任した酒類販売管理者に関し、2及び3に掲げる事項について併記し届け出ることができる。

別紙様式第12

令和 年 月 日

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事

氏名

酒類業組合（連合会、中央会） 成立届出書

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）が成立しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の規定により、届け出ます。

記

- 1 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の名称
- 2 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の所在地
- 3 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の地区
- 4 成立した年月日

別紙様式第12

令和 年 月 日

財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事

氏名

酒類業組合（連合会、中央会） 成立届出書

印

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）が成立しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の規定により、届け出ます。

記

- 1 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の名称
- 2 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の所在地
- 3 成立した酒類業組合（連合会、中央会）の地区
- 4 成立した年月日

## 別紙様式第13

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

酒類業組合 (連合会、中央会) 解散届出書

下記のとおり酒類業組合 (連合会、中央会) が解散しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の規定により、総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 解散した年月日
- 5 解散した理由

## 別紙様式第13

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

印

酒類業組合 (連合会、中央会) 解散届出書

下記のとおり酒類業組合 (連合会、中央会) が解散しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の規定により、総会の議事録の謄本を添え、届け出ます。

記

- 1 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 解散した酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 解散した年月日
- 5 解散した理由

別紙様式第14

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事  
氏名

決算関係書類提出書

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）の通常総会が終了しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第1項の規定により、事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出します。

記

- 1 通常総会の終了の日
- 2 通常総会の議事録の謄本

別紙様式第14

令和 年 月 日  
財務大臣 殿

酒類業組合（連合会、中央会）の名称及び所在地  
酒類業組合（連合会、中央会）を代表する理事  
氏名

印

決算関係書類提出書

下記のとおり酒類業組合（連合会、中央会）の通常総会が終了しましたので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第1項の規定により、事業報告書、財産目録及び収支計算書を提出します。

記

- 1 通常総会の終了の日
- 2 通常総会の議事録の謄本

別紙様式第15

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

酒類業組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) 名簿異動書

下記のとおり酒類業組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) 名簿の記載事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第1号の規定により、提出します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 異動事項
- 5 異動年月日

別紙様式第15

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

印

酒類業組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) 名簿異動書

下記のとおり酒類業組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) 名簿の記載事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第1号の規定により、提出します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 異動事項
- 5 異動年月日



## 別紙様式第150の2

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

## 酒類業組合 (連合会、中央会) 役員等異動書

下記のとおり役員に関する事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第2号の規定により、提出します。

## 記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 異動事項
- 5 異動年月日

## 別紙様式第150の2

令和 年 月 日  
 財務大臣 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

## 酒類業組合 (連合会、中央会) 役員等異動書

印

下記のとおり役員に関する事項に異動がありますので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第87条の2第2項第2号の規定により、提出します。

## 記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 異動事項
- 5 異動年月日

## 別紙様式第16

令和 年 月 日  
 国税庁長官 ( 国税局長) 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

## 交付金交付申請書

下記のとおり交付金の交付を受けたいので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第10条の規定により、申請します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 前月中に使用した酒類業組合 (連合会、中央会) の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費の金額及びその費途別の内訳
- 5 酒造組合 (連合会、中央会) については、前年中にその (間接の構成員たる) 組合員が当該酒造組合 (連合会、中央会) の地区内にある製造場から移出した酒類 (当該酒造組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) たる資格に係る品目の酒類に限るものとし、酒税法第28条第1項及び第29条第1項の規定の適用を受けて移出した酒類並びにその製造場へ戻し入れた酒類及び他の製造場から移入し、更に移出した酒類を除く。) の合計数量並びにその品目別及びアルコール分別の数量
- 6 酒販組合 (連合会、中央会) については、前年中にその (間接の構成員たる) 組合員が当該酒販組合 (連合会、中央会) の地区内にある販売場において販売した酒類 (当該酒販組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) たる資格に係る品目の酒類に限る。) の数量

## 別紙様式第16

令和 年 月 日  
 国税庁長官 ( 国税局長) 殿

酒類業組合 (連合会、中央会) の名称及び所在地  
 酒類業組合 (連合会、中央会) を代表する理事  
 氏名

## 交付金交付申請書

下記のとおり交付金の交付を受けたいので、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令第10条の規定により、申請します。

記

- 1 酒類業組合 (連合会、中央会) の名称
- 2 酒類業組合 (連合会、中央会) の所在地
- 3 酒類業組合 (連合会、中央会) の地区
- 4 前月中に使用した酒類業組合 (連合会、中央会) の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所の使用料その他欠くことのできない事務費の金額及びその費途別の内訳
- 5 酒造組合 (連合会、中央会) については、前年中にその (間接の構成員たる) 組合員が当該酒造組合 (連合会、中央会) の地区内にある製造場から移出した酒類 (当該酒造組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) たる資格に係る品目の酒類に限るものとし、酒税法第28条第1項及び第29条第1項の規定の適用を受けて移出した酒類並びにその製造場へ戻し入れた酒類及び他の製造場から移入し、更に移出した酒類を除く。) の合計数量並びにその品目別及びアルコール分別の数量
- 6 酒販組合 (連合会、中央会) については、前年中にその (間接の構成員たる) 組合員が当該酒販組合 (連合会、中央会) の地区内にある販売場において販売した酒類 (当該酒販組合 (連合会、中央会) の組合員 (会員) たる資格に係る品目の酒類に限る。) の数量

附 則

（施行期日）

1 | この省令は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 | この省令の施行の際、現に存するこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。